

自動車売買契約書

※購入者様はピンク部分に署名のうえ、販売店へお持ちください
販売店は青色部分の記載の上、本書のコピーを買主様にお渡しください

売主 [] (以下「甲」という。)と、
買主 [] (以下「乙」という。)とは、甲乙間の売買契約に関して、以下のとおり合意した。

第1条 (売買契約)

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車(以下「本件自動車」という。)を売り渡し、乙はこれを買受ける。

記

登録番号

車名

型式・年式

車体番号

第2条 (売買代金の額)

本件自動車の売買代金は、金 [] 円(消費税含む。)とする。

第3条 (売買代金の支払時期およびその方法)

乙は、甲に対して、次の各号のとおり第2条の売買代金を支払う。

- ① 契約日に、手付金として金 [] 円支払う。
- ② 残代金を、車両引き渡し時に支払う。

第4条 (引渡し)

甲は、乙に対して、第3条2号の支払と引換えに、本件自動車を引き渡す。

第5条 (所有権の移転時期)

本件自動車の所有権は、第3条3号の支払時に、甲から乙に移転する。第3条3号の支払前に所有名義の変更がなされた場合でも、支払時まで甲に本件自動車の所有権を留保する。

第6条 (名義の変更手続等)

- 1 甲は、乙に対して、本件自動車の自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、前条の引渡し時に交付する。
- 2 名義変更に必要な費用は、甲の負担とする。

第7条 (危険負担)

本契約締結時から本件自動車の引渡し時まで、甲の責に帰することのできない事由により、本件自動車が増失または毀損した場合は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、その危険は甲の負担とする。

第8条 (瑕疵担保責任)

- 1 乙は、本件自動車の引渡し時に、本件自動車であること、本件自動車の装備・外観等の状態について確認を行う。
- 2 甲および乙は、甲が瑕疵担保責任を負わないことを確認する。

第9条（解除）

- 1 甲または乙は、相手方が本契約の義務の履行を怠った場合には、1週間以上の相当期間を定めた催告の後、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、解除権者は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第10条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(売主) _____ 印

住所 _____

氏名 _____

乙(買主) _____ 印

住所 _____

氏名 _____